

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年5月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

令和4年3月15日農林水産省告示第572号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
乗松文男	浜松市天竜区熊字フタノハ9の1、9の14	浜松市役所